

住民票等の第三者請求手続きについて

住民基本台帳法第12条の3第1項により、契約等に基づく「権利の行使」や「義務の履行」のため、住民票の写し等を請求する場合には下記の書類が必要です。

■ 申請書

申請書の記載事項（住民基本台帳法第12条の3第4項による）

- ・法人等の名称、所在地、代表者氏名、連絡先
- ・法人等の代表者印、または社印
- ・請求担当者の住所、氏名
- ・請求目的（債権回収や債務の履行等、具体的な記載が必要です）
- ・対象者の氏名、住所

■ 疎明資料 … 債権債務関係等の利害関係を明らかにする書類

契約書、貸借（契約者）管理台帳等の写し（奥書証明をしてください）

※法人間での委託や譲渡があった場合、または契約者と請求者が異なる場合は、委託契約書の写しまたは債権譲渡契約書の写しの添付が必要です。

※提出していただいた疎明資料の返却はいたしませんのでご了承ください。

■ 法人に所属していることが確認できる書類

①代表者事項証明書、法人の登記事項証明書【発行から3ヶ月以内のもの（コピー可）】

※支社、支店、営業所等が請求する場合は、支社、支店、または営業所が記載された『履歴全部事項証明』を提出してください。営業所等を、登録していない場合は、法人の名称、所在地が記載されたパンフレット等の写し（奥書証明付記）を添付してください。

②社員証、職員証等（名刺、保険証不可）

※代表者をご請求の場合は、①の書類で確認できるため必要ありません。

■ 本人確認書類

運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード等

■ 郵便物が届かないことが分かるもの

宛名人不明、転居先不明などで返送された郵便物のコピー
住所を訪問したが所在不明で連絡が取れないなどの旨を記載した書類（申請書記載可）

住民基本台帳法第12条の3第1項の正当な理由にあたるものの例

- ・債権者（金融機関、不動産賃貸事業者等）が債権回収のために債務者本人の住民票（写）を取得する場合
- ・生命保険会社、企業年金等が満期となった生命保険金、年金等の支払いのために契約者、年金受給者等の住民票（写）を取得する場合